

坂戸市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

令和7年3月26日

坂戸市告示第121号

（目的）

第1条 この要綱は、ブロック塀等を所有し、又は管理する者に対し、地震によるブロック塀等の倒壊による被害及び避難、救助活動等の妨げを防ぐため、倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去に要する費用等の一部を補助することにより、市民が安全で安心して生活できる災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「ブロック塀等」とは、補強コンクリートブロック造又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造（補強コンクリートブロック造を除く。）の塀又は門柱のうち、道路等（坂戸市地域防災計画で定める避難所等に直接通ずる、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び同道路以外の坂戸市道をいう。以下この条及び第4条第1項において同じ。）に面する塀又は門柱であって、道路等の路面からの高さが1.2メートル以上のものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、市内に存するブロック塀等を所有し、又は管理する者であって、市税を滞納していないものとする。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）のチェックポイントを用いてブロック塀等の安全性を点検すること（第7条第3号において「安全点検」という。）により倒壊の危険性が確認されたブロック塀等の全部又は一部を撤去する工事（ブロック塀等を低くする工事の場合は、当該ブロック塀等の高さを道路等の路面から0.6メートル以下とする工事に限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体が行うブロック塀等を撤去する工事
- (2) 道路改良等の公共事業の補償対象となるブロック塀等を撤去する工事
- (3) 建築物の新築、増築若しくは改築又は土地の販売を目的としてブロック塀等を撤去する工事
- (4) その他市長が適当でないと認めるブロック塀等を撤去する工事
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（次条第1項において「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費とする。
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は撤去するブロック塀等の長さ1メートルにつき1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、ブロック塀等が存する一団の土地につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ坂戸市ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) ブロック塀等の位置、長さ及び高さが分かる図面
- (3) 安全点検の結果
- (4) ブロック塀等の写真
- (5) 補助対象工事に要する費用の見積書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂戸市ブロック塀等撤去工事補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」

という。) は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、坂戸市ブロック塀等撤去工事変更承認申請書(様式第3号)に第7条各号に掲げる書類のうち必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、承認を決定したときは、坂戸市ブロック塀等撤去工事変更承認通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 交付決定者は、補助対象工事を取りやめるときは、坂戸市ブロック塀等撤去工事取りやめ届(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第10条 交付決定者は、補助対象工事完了後1か月以内又は当該年度終了の日のいずれか早い日までに、坂戸市ブロック塀等撤去工事完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事に要した費用の領収書(明細書を含む。)の写し
- (3) 撤去前及び撤去後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を確認し、必要に応じて現地を調査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、坂戸市ブロック塀等撤去工事補助金確定通知書(様式第7号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定による補助金確定通知書を受けた交付決定者は、速やかに坂戸市ブロック塀等撤去工事補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。